



特集
どうなる実務対応
消費増税を考える

(注1) 白石浩介、東暁子「消費税上げの影響と課題」(「税務弘報」平成22年11月、130頁)。

今回の消費税等の改正内容は、次のとおりです。

- ・平成二六年四月一日より税率を八% (消費税六・三%、地方消費税一・七%)とする。
- ・平成二七年一〇月一日より税率を一〇% (消費税七・八%、地方消費税二・二%)とする(図1)。

低所得者への配慮として、給付つき税額控除(マイナンバー制度含む)が検討されていますが、軽減税率(複数税率)の検討も加わることとなりました(修正案7条1ロ)。

消費税等の税率改正は平成九年四月一日より三%から五%に引き上げられましたが、今回は平成二六年四月とその一年六月後の平成二七年一〇月の二回にわたり、改正が行われることに特徴があります。これは税率上げを二%ないし三%程度に留めて、景気へのマイナス効果をできる限り回避するためで、諸外国の例を見ても一挙に五%も引き上げる例はないようです(注1)。

今回の消費税等の改正内容は、次のとおりです。

- ・平成二六年四月一日より税率を八% (消費税六・三%、地方消費税一・七%)とする。
- ・平成二七年一〇月一日より税率を一〇% (消費税七・八%、地方消費税二・二%)とする(図1)。



消費増税による 企業実務への影響

施行に向けた対応を徹底解説

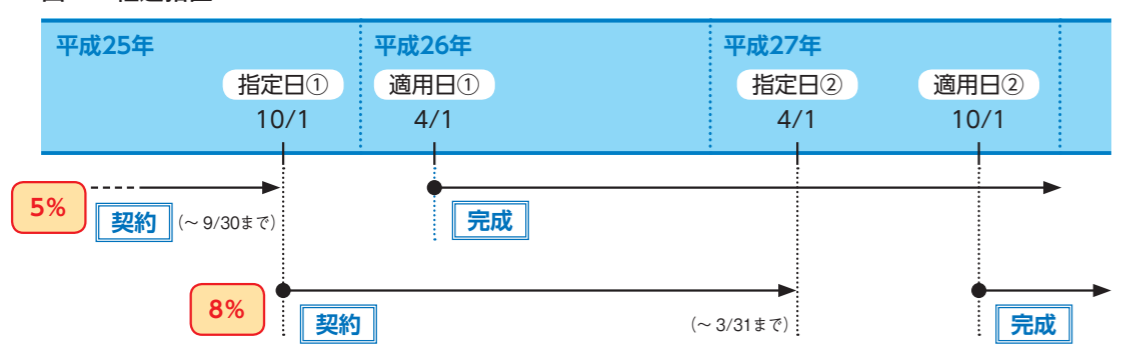
税理士 愛知吉隆

いわゆる消費増税法案が成立した。これを受けて、企業実務ではどのような対応が必要となるのか。今回の法改正内容を含めて解説する。

図1 消費税等の税率引き上げ



図2 経過措置



今回の法律案の附則では、施行日(平成二六年四月一日)前に契約した場合の取扱(修正案附則5条3項、4項、5項)や、施行日をまたいだ取引の取扱い(修正案附則5条1項、2項)、また消費税等を計算する上で留意すべきもの(修正案附則6条、12条)を経過措置として設けています。これらは、平成九年四月当時の経過措置と、基本的には同じ考え方のものです。

企業実務で、事前に準備等が必要な項目は「施行日前に契約した場合の取扱い」ですので、これを中心に解説します。

(1) 施行日前に契約した場合の取扱い

平成二六年四月一日(以下「適用日①」という)の半年前の平成二五年一〇月一日(以下「指定日①」という)の前日までに締結した特定の契約は、完成や引渡し、役務提供等が施行日以後となったとしても五%の税率が引き続き適用されます。また平成二七年一〇月一日(以下「適用日②」という)からは一〇%の税率となりますが、指定日①から平成二七年四月一日(適用日②)の半年前(以下「指定日②」という)の前日までに締結した特定の契約については、八%の税率が適用されます(図2)。

2 経過措置

1 消費税等の税率引き上げ

消費税率を引き上げる「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案」および修正案(以下「税制改正法案」および「修正案」という)が平成二四年八月一〇日に参議院で可決されました。社会保障・税一体改革として、もともと消費税以外に、所得税、相続税、贈与税を改正項目として取り上げていましたが、最終的には消費税のみが改正項目として絞られました。改正の内容は、消費税率を段階的に引き上げるものであり、国民生活のみならず、企業経営にも大きく影響を及ぼすものと推測されます。

したがって、本稿は改正の内容と注意すべき事項、企業実務として施行までに何をしておくべきなのかということにつき解説をします。なお、関連する政令等は、現時点(八月二七日現在)ではまだ公表されていませんが、平成九年四月に税率の改正(三%から五%)を行ったときと同様の措置等が想定されますので、それらを参考に解説します。

消費税改正の概要

商品発注で勧告相次ぐ！ 現場で注意すべき 下請法のポイント

弁護士 大東泰雄

はじめに

下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という）といえば、メーカーが注意すべき法律というイメージが強いかもしれない。

しかし、近時、プライベートブランド（以下「PB」という）商品の取扱いが急速に増加する中、PB商品の発注に関して下請法違反があったとして、卸・小売業者が公正取引委員会（以下「公取委」という）から勧告を受けるケースが相次いでおり、メーカーだけが下請法に注意すればよいという状況ではなくなっている。

そこで、本稿では、近時の摘発の流れを踏まえ、下請法に関して現場でどのような注意をすべきかについて考えてみたい。

I メーカー以外の企業も次々と摘発

平成二三年度、公取委は、下請法違反行為について一八件の勧告を行い、公表した。そして、このうちの一〇件、つまり半数以上が、卸・小売業者によるPB商品の発注に関する事案であった（注1）。

このようなPB商品の発注を巡る勧告は、卸・小売業者によるPB商品の取扱いの増加に伴って、ここ数年で激増している（図表1）。PB商品の発注に下請法が適用されることは、あまり知られていないように思われるが、勧告を受けたい企業は、減額した下請代金の支払いなどの経済的な負担を強いられるのみならず、公取委のウェブサイトで社名を公表され、深刻なレピュテーションリスクにも直面するため、下請法を知らないことは企業の死活問題にもなりかねない。

さらに、下請法の波及は、卸・小売業者にとどまらない。平成一五年の法改正で、後述する「情報成果物作成委託」と「役務提供委託」が下請法の対象に追加された結果、ソフトウェアの作成委託、建築設計図の作成委託、放送番組等の制作委託、ビルメンテナンス業務の委託、広告の制作委託、雑誌に掲載するデザイン作成委託、測量業務等の委託、旅行者等に提供する海外現地手配業務の委託など、実に幅広い業界の幅広い業務に関して、下請法に基づく勧告や指導がなされている。

このように、下請法は、メーカーだけではなく、極めて幅広い種類の企業等が注意しなければならぬ法律なのである。

II 下請法に注意すべき企業・取引とは？

1 下請法は大企業だけのものではない

「親事業者」に当たるのは、資本金一〇〇万円超（一〇〇〇万円以上）の企業等（注2）である。下請法は、簡易かつ迅速な手続きにより下請事業者の利益を保護することを主眼とするため、資本金が一〇〇万円を超えるか否かにより、極めて形式的に下請法の適用の有無が決められている（注3）。

だいとう・やすお



のぞみ総合法律事務所弁護士。慶応義塾大学法学部法律学科卒業、一橋大学大学院国際企業戦略研究科修士課程修了。2009年から2012年3月まで公正取引委員会審査局審査専門官（主査）として独禁法違反事件の審査・審判実務を担当。公取委勤務経験を活かし、独禁法および下請法に関する専門的なアドバイスをを行っている。著書に「平成21年6月改正対応 建設業者のための独占禁止法入門」（共著、清文社）等。

したがって、下請法に注意する必要があるのは大企業に限られない。中小企業であっても、資本金

2 幅広い取引が下請法の対象に

下請法は、親事業者が下請事業者に対して「製造委託」「修理委託」「情報成果物作成委託」「役務提供委託」のいずれかを行った場合に適用される。そこで、自社の取引でこれらに該当するものがないかをチェックすることが、下請法遵守の第一歩ということになる。

(1) 製造委託

「製造委託」とは、事業者（メーカーに限らない）が他の事業者に物品（部品等も含む）の規格・品質・性能・形状・デザイン・ブランド等を指定して製造を委託することである。メーカーが部品の製造を委託するような場合が典型例であるが、卸・小売業者がPB商品の製造を委託する場合も含まれ

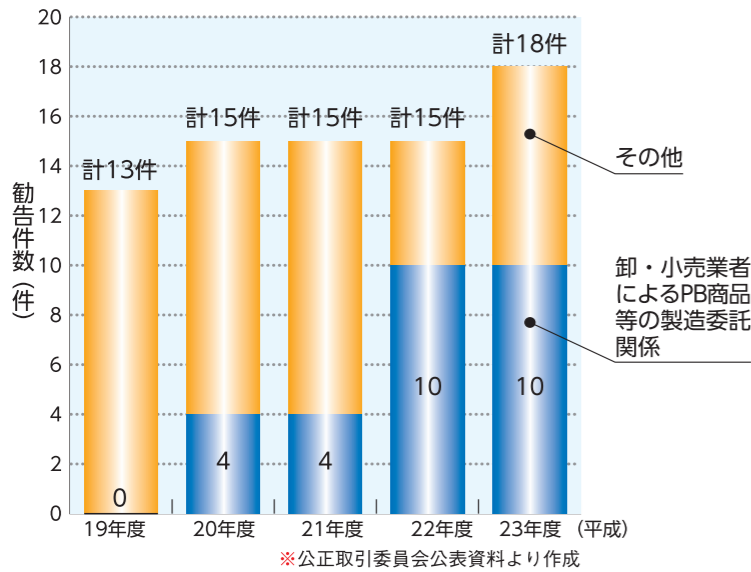
る。このことがあまり知られていないために、勧告が相次いでいるのである。他方、純粋なナショナルブランド（以下「NB」という）商品を購入する取引は、売買であって委託ではないため、製造委託には当たらない。

もともと、NB商品をベースに特注で色や大きさを指定する場合や、自社のマークを入れさせる場合も製造委託に当たするため、その範囲はかなり広いと考えた方がよい。

(2) 修理委託

「修理委託」は、修理業者が請け負った修理を再委託するような場合が典型的であるが、メーカーが製品の保証期間内にユーザーに対して修理を行う場合も含まれる。また、販売業者や卸売業者であっても、修理を「業として」請け負う場合には、「修理委託」を行っていると考えられる。例えば、自動車ディーラーがユーザーから請け負

図表1 勧告件数の推移



注1 「平成23年度における下請法等の運用状況及び企業間取引の公正化への取組（概要）」（公正取引委員会、平成24年5月）。
<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/12.may/120530.pdf>

注2 企業はもちろん、出資がある限り、各種協同組合、金庫・公庫、社団法人、財団法人等にも下請法は適用される。

注3 ただし、資本金1,000万円以下の企業等でも、脱法的な行為は「トンネル会社規制」として禁止される（下請法2条9項）。